

議案第16号	三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の制定について
総務課	現在修学中の看護学生で、将来三田市民病院に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与することにより助産師及び看護師の確保を図る当該事業の規定をより適切に規定するため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【制定趣旨】 三田市民病院の助産師及び看護師確保対策のため、将来三田市民病院に勤務しようとする者（学生）に修学資金を貸与するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【根拠法令】 なし</p> <p>【制定内容】</p> <p>① 資格（第2条関係）</p> <p>修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後病院において看護職員として勤務する意思を有する者とする。</p> <p>ア 保健師助産師看護師法第20条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣が指定する助産師養成所に在学する者</p> <p>イ 法第21条の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定する学校又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣が指定する看護師養成所に在学する者</p> <p>② 修学資金の貸与金額（第3条関係）</p> <p>ア 助産師学校又は助産師養成所に在学するもの 月額 80,000円以内</p> <p>イ 看護師学校又は看護師養成所に在学するもの 月額 60,000円以内</p> <p>③ 返還の免除（第13条関係）</p> <p>貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる金額の修学資金の返還を免除する。</p> <p>ア 卒業後における看護職員の在職期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に達したとき 全額</p> <p>イ 在学中若しくは在職中に死亡したとき又は心身の故障のため看護職員の業務に従事することができなくなったとき 全額</p> <p>ウ 上記アの在職期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に満たないで退職（上記イの場合を除く。）したとき 月数で計算した在職期間を月数で計算した貸与期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を修学資金の全額に乗じて得た金額</p> <p>エ その他管理者が貧困その他特別の理由により返還が困難であると認めたとき 管理者が認める金額</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【予算措置】 平成23年度 30,960千円を要求済</p> <p>【その他】 この条例の制定に伴い、現行の三田市民病院看護学生修学資金貸与規程は、廃止する。</p> <p>【議案年度】 平成22年度議案：本会議4日目議決</p>	